

三浦市議会議員政治倫理審査会記録（第1回）

- 日 時 令和3年6月18日 午前11時00分～午前11時13分
- 場 所 第一会議室
- 審査事項 (1) 正副委員長の互選
(2) 調査請求内容について
(3) 調査請求の適否について
- 出席委員 委員長 出口眞琴
副委員長 溝川幸二
委員 寺田一樹、鈴木敏史、長島満理子、小林直樹、神田眞弓
- 議長 草間道治
- 出席議会事務局職員 下田 学議会事務局長、高梨久子議会総務課長、
長島ひろみ議事グループリーダー

○議長 ただいまより三浦市議会議員政治倫理審査会を開かせていただきます。

皆様ご承知のとおり、三浦市議会議員政治倫理条例第7条に基づく調査請求を受けましたので、条例第8条第1項により、議長において去る14日付で三浦市議会議員政治倫理審査会を設置し、本日まで出席の委員7人を指名いたしました。

今回は、設置後、初めての審査会でありますので、私から招集をさせていただきました。

本日は、まず正副委員長の互選からお願いいたします。

互選の方法は、政治倫理条例及び同条例施行規程に定めがありませんので、先例により、三浦市議会委員会条例に従って、年長委員に委員長が選出されるまで委員長の職務を行っていただきます。本日まで出席の中での年長委員は小林委員ですので、よろしくお願いいたします。

では、席を交代いたします。

○年長委員 それでは、委員長が選出されるまで委員長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

これより委員長の互選を行います。

お諮りいたします。互選の方法は指名推選によることとし、私から指名することにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり） ご異議がありませんので、私から指名をいたします。

委員長に、出口眞琴委員を指名いたします。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり） ご異議がありませんので、委員長には出口眞琴委員を選任することに決しました。

それでは、委員長席を交代いたします。

○委員長 それでは、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま皆様方のご推挙により、私が当審査会の委員長に選任されました。皆様方のご協力の下、円滑かつ慎重な審査を行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

この際、申し上げます。本日の審査会については、報道関係者から写真撮影の申出がありました。許可いたしますので、会議の支障とならない範囲でお願いいたします。

それでは、引き続いて副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。互選の方法については指名推選の方法によることとし、私から指名することにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり） 　ご異議がありませんので、私から指名をいたします。

副委員長に、溝川幸二委員を指名いたします。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり） 　ご異議がありませんので、副委員長には溝川幸二委員を選任することに決しました。

溝川副委員長は、副委員長席をお願いいたします。

それでは、溝川副委員長からご挨拶をお願いいたします。

○副委員長　ただいま副委員長に選任していただき、ありがとうございました。委員長を補佐し、職責を果たしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長　それでは、ここで議長に発言を求めます。

○議長　正副委員長におかれましては、審査会の運営について、よろしくお願いいたします。

三浦市議会議員政治倫理条例に基づき、日高芳子さんから6月2日に政治倫理調査請求書が提出されました。議長において点検をしまして、補正命令もさせていただきましたが、その結果、要件がそろっていることを確認をさせていただき、政治倫理審査会を設置し、7人の委員を指名いたしました。

調査請求の対象となる事由及びこれを証するとされる資料はお手元にお配りしたとおりでございますので、慎重に審査を行い、結果を出していただきますよう、私のほうからお願い申し上げます。

私からは以上でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○委員長　ありがとうございました。

審査に入る前に、資料に含まれる個人情報の取扱いについて申し上げます。

お手元に配付した調査請求書については、審査に必要なものとして原本の写しをお配りしていますが、議会ウェブサイトへの掲載など一般に公開するものは提出者のお名前以外の個人情報は墨塗りの処理をしておりますので、ご承知おきください。委員の皆様には、資料の取扱いにご配慮いただきますようお願い申し上げます。

この際、資料要求があればお願いいたします。

○委員　2点お願いしたいんですけど、1点目は、3月18日の都市厚生常任委員会の藤田議員の発言議事録をお願いいたします。発言の内容を正確に知りたいということで、お願いいたします。

2点目は、3月10日の委員会の藤田議員の、議事録はあるんですけど、調査請求書には「恐怖心をあたえるような威圧的な口調」とあります。議事録では口調が分からないので、音声データを聴かせていただきたいと思います。これから審査を進める上で、最も重要で大事な要素になると思いますので、お願いいたします。

○委員長 では、事務局のほうでよろしくお願いいたします。また、各会派でも後ほどご検討をお願いいたします。

それでは、本日の次第に沿って進めます。

まず、調査請求内容について、事務局からの説明をお願いいたします。

○議会事務局長 それでは、お手元にお配りしております資料に基づきまして、今までの流れと調査請求書について、ご説明をいたします。

まず、調査請求書が提出されましたのが、議長からもございましたとおり6月2日。調査請求者は、日高芳子さんでございます。提出者につきましては、条例第7条により選挙権を有する市民と定められておりますので、選挙管理委員会事務局に照会し、提出者が選挙人名簿に登録されていることを確認いたしております。

次に、調査請求の対象議員は、藤田 昇議員でございます。

対象となる事由の該当条項は、三浦市議会議員政治倫理条例第4条第1号及び第5条でございます。お手元に議会関係例規集がございましたら、65ページをご覧ください。第4条は政治倫理基準の遵守について定めたもので、今回、該当条項とされております第1号は「市民全体の代表者として、その品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと」となっております。また、第5条は市の契約に関する遵守事項として、「議員、議員の配偶者又は2親等以内の親族若しくは同居の親族が役員又は出資をしている法人等は、市が行う請負その他の契約については、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市民に疑惑の念を生じさせないように努めなければならない」とされております。これらに違反しているということで、調査請求書が出されたものです。

対象となる事由の内容といたしましては、議長の補正命令により提出されました調査請求書の別添として、右上に（補正）とつけさせていただきましたが、2枚にわたり記されております。

また、違反を証する資料が添付されておりますが、事務局で整理をさせていただきまして、右上に「資料1」から「資料5」まで振ってあります資料が全部で61枚及び請求者ご自身に関する医師の診断書が2通、提出されています。

これらを含めまして、事務局での確認、また草間議長の点検の結果、当該請求書は形式的に要件を満たしていることが確認されましたので、去る4日の各派代表者会議への報告及び協議を踏まえ、14日に本審査会を設置されたというのがこれまでの経緯でございます。

なお、本日以降、審査会での審査を頂くわけですが、政治倫理条例第9条第1項に審査会の審査事項が2つ定められております。

まず、1つ目は「調査請求の適否」であります。調査請求について形式的に要件がそろっていることは確認しておりますが、この内容までの審査はしておりませんので、審査請求の内容が適当なものであるかについては審査会でご審査いただくことになります。

そして、2つ目の審査事項が「政治倫理基準違反の行為の存否」についてであります。

調査請求書に基づき、これらの審査を頂くものでございます。

事務局からは以上でございます。

○委員長 事務局からの説明は以上ですが、質疑等ありますか。（「なし」の声あり） なければ、次に進みます。

次に、調査請求の適否についての審査に入ります。

まず、適否についての議論をするに先立ち、請求者や当該議員に聴取を行う必要があるか協議をしたいと思えます。したがって、次回の審査会までに本日お配りした資料をお読みいただき、適否を判断するために聴取が必要かどうか、それぞれ検討をしてください。次回の審査会で、皆さんの意見を伺って聴取を行うか決めますので、よろしくお願いいたします。

では、本日の審査はここまでいたします。

次回の開催は6月25日、午前11時からいたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で三浦市議会議員政治倫理審査会を散会いたします。ありがとうございました。
